

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

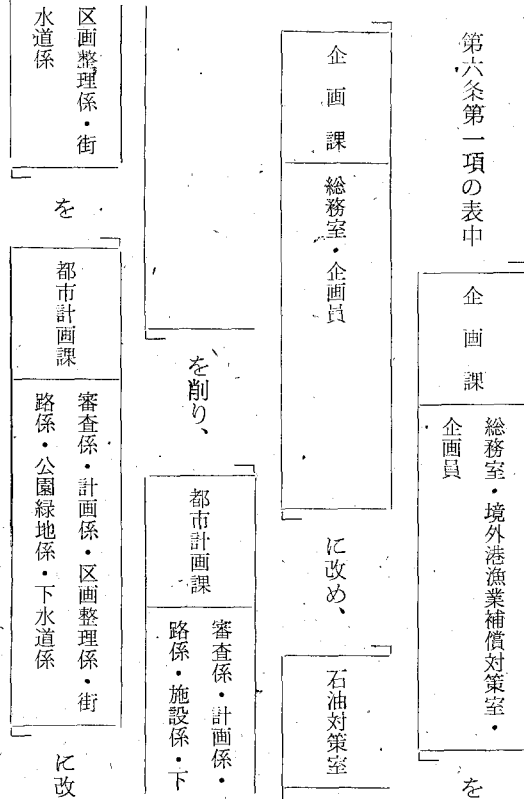
昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。



第六条第二項中「、企画部企画課境外港漁業補償対策室に企画員を」を削り、「農林部水産課漁港施設室に管理係」の下に「、計画係」を加える。

第十条生活安定対策室の項中第四号を第五号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 石油製品の需給対策に関すること。

第十一条石油対策室の項を削る。

第十八条の表中

<p>職員厚生課</p>	<p>鳥取県公務災害補償等認定委員会</p>	<p>鳥取県公務災害補償審査会</p>	<p>鳥取県公務災害補償認定委員会</p>
<p>鳥取県公務災害補償等審査会</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)第四条の規定による職員の公務又は通勤による災害の認定に關し必要な事項についての審議に關する事務</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)第十八条の規定による実施機関が行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立ての審査に關する事務</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)第四条の規定による職員の公務災害の認定に關し必要な事項についての審議に關する事務</p>

を、

職員厚生課

河港課

河港課

に、

を

に改める。

<p>鳥取県水防協議会</p>	<p>水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に關する重要事項の調査審議及び関係機関に對する意見の陳述に關する事務</p>
<p>鳥取県地方港湾審議会</p>	<p>鳥取県地方港湾審議会条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第十六号)第一条の規定による県が管理する地方港湾に關する重要事項の調査審議に關する事務</p>
<p>鳥取県水防協議会</p>	<p>水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に關する重要事項の調査審議及び関係機関に對する意見の陳述に關する事務</p>

第二十九条の表中

鳥取県岩美町防災行政連絡所

岩美郡岩美町

岩美郡

鳥取県鳥取市防災行政連絡所

鳥取市

鳥取市

鳥取県倉吉市防災行政連絡所

倉吉市

倉吉市

鳥取県米子市防災行政連絡所

米子市

米子市

鳥取県境港市防災行政連絡所

境港市

境港市

鳥取県岩美町防災行政連絡所

岩美郡岩美町

岩美郡岩美町

鳥取県国府町防災行政連絡所

岩美郡国府町

岩美郡国府町

を

鳥取県国府町防災行政連絡所

岩美郡国府町

岩美郡国府町

鳥取県福部村防災行政連絡所

岩美郡福部村

岩美郡福部村

取県岸本町防災行政連絡所

西伯郡岸本町 西伯郡岸本町

を

鳥取県岸本町

鳥取県日吉津

防災行政連絡所

西伯郡岸本町

西伯郡岸本町

村防災行政連絡所

西伯郡日吉津村

西伯郡日吉津村

に改める。

第一百七条第一項の表の鳥取県鳥取地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・用地係・事業係・県営事業  
係・調査係

を 耕地課

管理係・用地係・事業係  
第一係・県営事業第二係

・県営事業  
・調査係  
に改める。

第五十二条の四中「営農計画係」を削る。  
第一百五十六条第一項の表を次のように改める。

鳥取県倉吉土木出張所				鳥取県郡家土木出張所				鳥取県鳥取土木出張所					
工務第二課	工務第一課	用地課	維持管理課	総務課	工務課	用地課	維持管理課	総務課	工務第二課	工務第一課	用地課	維持管理課	総務課
河港係・砂防係	改良係・舗装係・都市計画係	用地係・登記係	管理係・維持係	庶務係・会計係・建築係	改良係・舗装係・河川係・砂防係	用地係・登記係	管理係・維持係	庶務係・会計係	河川係・港湾係・砂防係	改良係・舗装係・都市計画係	用地係・登記係	管理係・維持係	庶務係・会計係

鳥取県根雨土木出張所		鳥取県米子土木出張所								
工務第二課	工務第一課	用地課	維持管理課	総務課	建築課	工務第二課	工務第一課	用地課	維持管理課	総務課
建設指導係・河川係	改良係・舗装係	用地係・登記係	管理係・維持係	庶務係・会計係	建築係・管繕係	河港係・砂防係	改良係・舗装係・都市計画係	用地係・登記係	管理係・維持係	庶務係・会計係

第一百五十六条第二項総務課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同項総務課の項の次に維持管理課の項として次のように加える。

維持管理課

- 一 土木部の所管に係る許認可等（他課の所管に係るものを除く。）に  
関すること。
- 二 道路、河川、港湾、海岸及び砂防設備（以下「道路等」といひ。）

の維持修繕に関すること。  
三 道路等及び建設省所管の国有財産の境界確定及び用途廃止に関する  
こと。

四 道路技手の業務監督に関すること。

五 火薬類の譲渡等の許可に関すること（鳥取土木出張所及び郡家土木  
出張所を除く。）。

第一百五十六条第二項工務第一課の項第三号から第五号までを削り、同項  
工務第一課の項第六号中「空港拡張工事」を「空港工事」に改め、同号を  
同項工務第一課の項第三号とし、同項工務第二課の項第一号中「砂防工  
事及び治水ダム工事」を「及び砂防工事」に改め、同項工務第二課の項第  
四号及び第五号を削る。

第一百五十六条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 根雨土木出張所の工務第一課及び工務第二課の分掌事務は、前項の規  
定にかかわらず、次のとおりとする。

工務第一課

一 道路工事の調査設計に関すること。

二 道路工事の施行及び指導監督（一般国道に係るものを除く。）に関  
すること。

工務第二課

一 一般国道に係る工事の施行及び指導監督に関すること。

二 河川工事及び砂防工事の調査設計に関すること。

三 河川工事及び砂防工事の施行及び指導監督に関すること。

四 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。

附則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十八号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中、「機能回復訓練員」を削り、「薬剤師」の下に「理学療法士・作業療法士」を加える。

附則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十九号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十一号）」を「（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号）」に改める。

別表第二中「石油対策室 石」を削る。

附則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。



その他			
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒
四二六三九	〇二二二三五	〇二・五二・五	〇五五八二三
五二五八二三	五二一八二九	五二八二六	七二二〇
七三〇	七二六	七二三	

別表第十の表中

養士	
短大卒	大学卒
四七、七〇〇円	五四、六〇〇円

を削る。

附則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一更生指導所の項中「機能回復訓練員」を「理学療法士、

作業療法士」に改め、同表の整肢学園の項中「診療エックス線技師」の下に「理学療法士」を加える。

第三条中「寒冷地手当」の下に「へき地手当、へき地手当に準ずる手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当」を加える。

附則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

秘書課長（人事委員会が承認したものに限る。）

土地対策室長（人事委員会が承認したものに限る。）

副出納長（人事委員会が承認したものに限る。）

別表の知事の事務部局の本庁の項中

課長	青少年室長	土地対策室長	生活安定対策室長
副出納室長	出納室長	土地対策室長(人事委員会が承認したものに限る。)	生活安定対策室長(人事委員会が承認したものに限る。)

課長	青少年室長	土地対策室長	生活安定対策室長	石油対策室長	副出納室長	出納室長	参事	主査	検査専門員	境外港漁業補償対策室長
----	-------	--------	----------	--------	-------	------	----	----	-------	-------------

を

に改め、同表の知事の事務部局の東京事務所

参事  
主査  
検査専門員

の項中

所

長

百分の二十

を

所長(人事委員  
のに限る。)

員会が承認したも

百分の二十五

に改め、同表の知事の事務部局の土

長  
百分の二十

木出張所の項中

次所

長長

を

課次所

長長長

に改める。

附則

この規則は、昭和四十九年八月一日から施行する。



職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「七 級」本庁の予防課長「を」七 級 本庁の健康対

策課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。